

○ 保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第三百十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百一条の五十九及び第二百一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年金融庁告示第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第六	発行体等	別表第六	発行体等
[略]	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 危険債権 三月以上延滞債権 貸付条件緩和債権	[同左]	破綻先債権 延滞債権 3か月以上延滞債権 貸付条件緩和債権
フンク4		フンク4	

備考 表中の「」の記載は注記である。